

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年6月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501822号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600084号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年10月1日から昭和54年10月1日まで

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が厚生年金基金と国の記録とで相違していることを知った。正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B厚生年金基金が保有する請求者の請求期間に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、昭和53年10月の定時決定時の標準報酬月額は、10万4,000円であることが確認できるところ、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の同年10月の定時決定の記載を確認することができない。

このことについて、日本年金機構は、従前の標準報酬月額と変更がない場合は、事業所別被保険者名簿への記載を省略していたと思われ、保存期間経過のため当時の書類は保管されておらず、詳細は不明であるが、請求者の請求期間に係るオンライン記録と当該被保険者名簿の標準報酬月額とが一致しているため、従前の標準報酬月額と変更がないため、当該被保険者名簿への記載が省略されているか、もしくは事業所からの算定基礎届等の届け出の未提出が考えられる旨回答している。

また、A社は、当時の資料を保管していないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の届出について不明である旨回答している。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合は、平成18年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501738号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600085号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和33年4月15日から昭和37年6月1日まで
② 昭和37年7月26日から昭和39年10月10日まで
③ 昭和39年10月から昭和40年5月まで
④ 昭和41年3月から同年8月まで
⑤ 昭和41年8月から昭和42年2月まで
⑥ 昭和44年6月5日から昭和48年12月まで

A社に住み込みで勤務していた期間のうち請求期間①及び②、B社に住み込みで勤務していた請求期間③、C社に勤務していた請求期間④、D社に勤務していた請求期間⑤及びE社に住み込みで勤務していた請求期間⑥に係る厚生年金保険の加入記録がない。当該期間の給与から厚生年金保険料を控除されていた。現在記録されている自身の年金記録が間違っているため、厚生年金保険の被保険者記録を取り消し、請求期間①から⑥までを厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者の請求期間①及び②に係る訂正請求については、i) 請求者がA社と一緒に勤務したとする同僚の陳述により、期間は特定できないが、請求者が請求期間①のうち一部期間に同社に勤務していたこととはうかがえるものの、同社における請求期間①及び②当時の事業主は既に亡くなっている上、同社は、請求期間①及び②当時の資料を保存しておらず、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないこと、ii) A社における事業所別被保険者名簿により、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者へ照会したものの、請求者の請求期間②における勤務実態を確認することができないこと、iii) A社の現在の事業主は、同社における請求期間①及び②当時の厚生年金保険の取扱いについて、当時、従業員の出入りが激しかったことから、厚生年金保険への加入は当時の事業主の裁量で決めており、必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった旨陳述しているところ、請求者が同社と一緒に勤務したとする同僚3人のうち一人は、同社に係る事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者としての加入記録を確認することができないことなどから、既に平成27年11月11日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間①及び②にA社に勤務していたのは間違いなく、当時の勤務状況もよく覚えている旨主張し、複数の同僚の名前を挙げた上で、そのうちの一人について、連絡先を新たに挙げ、再度年金記録の訂正を求めている。

しかしながら、今回、請求者が名前を挙げた同僚の中に新たな同僚は含まれておらず、そのうちの一人について、連絡先を新たな資料として挙げているものの、当該同僚は既に亡くなっており、請求期間①及び②に係る請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける証言は得られない上、A社に係る事業所別被保険者名簿に当該同僚の氏名はないことから、当該主張をもって、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求者の請求期間③に係る訂正請求については、請求者は、請求期間③にB社に勤務しており、現在の同社に係る厚生年金保険の加入記録である昭和35年6月1日から同年12月26日までの厚生年金保険被保険者記録は誤りである旨陳述している。

しかしながら、B社は、昭和52年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間③当時の事業主は連絡先が不明であることから、当該期間に係る請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において請求者が厚生年金保険被保険者となっている期間及び請求期間③に被保険者であったことが確認できる従業員に請求者に係る勤務実態について照会したが、回答のあった全員が不明であるとしている。

さらに、B社の厚生年金保険記号番号払出簿によれば、請求者に対し昭和35年7月4日付けで新規に厚生年金保険記号番号が払い出され、同社において昭和35年6月1日付けで被保

険者資格を取得していることが確認できる上、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間③に請求者の氏名はなく、健康保険証の番号に欠番はない。

なお、請求者は、B社に勤務中の健康診断により、結核の疑いがあると診断され、同社を退職後、F県に帰省し、G病院に一年近く入院していた旨主張しており、請求者の妹も同様の陳述書を提出しているが、同病院に資料の保存はなく請求者の主張を確認することができない。

請求者の請求期間④に係る訂正請求については、請求者は、請求期間④にC社に勤務しており、現在の同社に係る厚生年金保険の加入記録である昭和36年2月8日から同年6月30日までの厚生年金保険被保険者記録は誤りである旨陳述している。

しかしながら、C社は、平成24年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間④当時の事業主は連絡先が不明であることから、当該期間に係る請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において請求者が厚生年金保険被保険者となっている期間及び請求期間④に被保険者であったことが確認できる従業員に請求者に係る勤務実態について照会したが、回答のあった全員が不明であるとしている。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間④に請求者の氏名はなく、健康保険証の番号に欠番はない。

請求者の請求期間⑤に係る訂正請求については、請求者は、請求期間⑤にD社に勤務しており、現在の同社に係る厚生年金保険の加入記録である昭和37年10月15日から昭和38年5月19日までの厚生年金保険被保険者記録は誤りである旨陳述している。

しかしながら、D社は、昭和44年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間⑤当時の事業主は既に亡くなっていることから、当該期間に係る請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において請求者が厚生年金保険被保険者となっている期間及び請求期間⑤に被保険者であったことが確認できる従業員に請求者に係る勤務実態について照会したが、回答のあった全員が不明であるとしている。

さらに、D社の厚生年金保険記号番号払出簿によれば、請求者を含む同社従業員3人が昭和37年10月20日付けで新規に厚生年金保険記号番号が払い出され、同社において昭和37年10月15日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、請求者はA社の同僚一人とD社で再び一緒に勤務することになった旨陳述しているところ、同社に係る厚生年金保険の加入記録によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間に、当該同僚の被保険者記録があることが確認できるものの、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間⑤に請求者及び当該同僚の氏名はなく、健康保険証の番号に欠番はない。

請求者の請求期間⑥に係る訂正請求については、請求者は、請求期間⑥にE社に勤務しており、現在の同社に係る厚生年金保険の加入記録である昭和38年4月1日から昭和44年6月5日までの厚生年金保険被保険者記録は誤りである旨陳述している。

しかしながら、E社の当時の事業主は、請求者の同社における勤務期間は昭和38年4月1日から昭和44年6月5日までであり、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年4

月 1 日に請求者についても厚生年金保険被保険者の資格取得の手続きを適正に行っており、請求者は請求期間⑥に同社に勤務していないため保険料は控除していない旨陳述している。

また、E社に係る事業所別被保険者名簿により、同社において請求者が厚生年金保険被保険者となっている期間及び請求期間⑥に被保険者であったことが確認できる従業員に、請求者に係る勤務実態について照会したところ、請求者を知っていると回答した従業員も請求者の勤務期間については不明と回答している。

このほか、請求期間③から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。